

幸手市  
新型インフルエンザ等対策行動計画  
(平成30年5月修正版)



幸手市のマスコット  
さっちゃん

埼玉県幸手市

# 目 次

第1章 はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 これまでの取組み	1
3 対象とする感染症	2
4 行動計画の見直し及び検証等	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する対策の基本的方針	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2 対策の基本的な考え方	6
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	9
5 役割分担	11
6 発生段階	14
7 市行動計画の主要6項目	17
(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
8 緊急事態宣言時の措置	30
第3章 発生段階別の対応	33
1 未発生期（国内・海外未発生）	34
(1) 実施体制	
(2) 情報収集・情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
2 海外発生期	38
(1) 実施体制	
(2) 情報収集・情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	

3	国内発生早期（県内未発生期）	41
	（1）実施体制	
	（2）情報収集・情報提供・共有	
	（3）予防・まん延防止	
	（4）予防接種	
	（5）医療	
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	
4	県内発生早期	46
	（1）実施体制	
	（2）情報収集・情報提供・共有	
	（3）予防・まん延防止	
	（4）予防接種	
	（5）医療	
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	
5	県内感染拡大期	51
	（1）実施体制	
	（2）情報提供・共有	
	（3）予防・まん延防止	
	（4）予防接種	
	（5）医療	
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	
6	小康期	56
	（1）実施体制	
	（2）情報提供・共有	
	（3）予防・まん延防止	
	（4）予防接種	
	（5）医療	
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	
	用語解説	59

# 第1章 はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため社会的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

今回、これら特措法の制定及び新型インフルエンザ等の発生に備え、幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の策定を行うこととした。

## 2 これまでの取組み

### （1）国の取組み

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、2005年（平成17年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

2009年（平成21年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザ（A/H5N1等）が発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定

するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を2013年（平成25年）6月7日に作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策を示すものである。

## （2）埼玉県の取り組み

2005年（平成17年）11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザの流行時において公衆衛生的な介入により感染の拡大を最小限にとどめるための具体的な対応策を定め、2007年（平成19年）には、行動計画を改定するとともに「埼玉県インフルエンザ(H5N1)対応マニュアル」を策定した。

県では、平成26年1月に、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

県行動計画は、埼玉県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すものである。

## （3）幸手市の取り組み

市においては、国及び県の行動計画を踏まえ、平成22年3月に「幸手市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

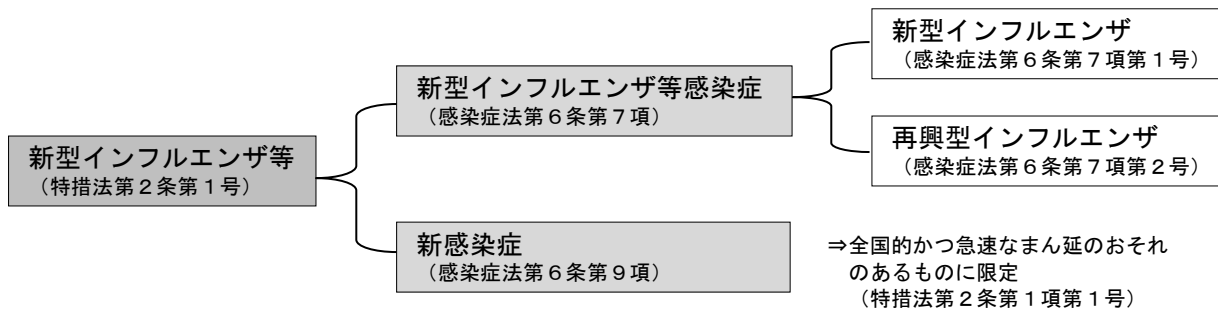
今回、特措法の制定により、国や県の動き及び新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等を踏まえ、「幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定（改定）を行うこととした。

## 3 対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



#### 4 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、市は、適時適切に行動計画の変更を行う。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### （1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

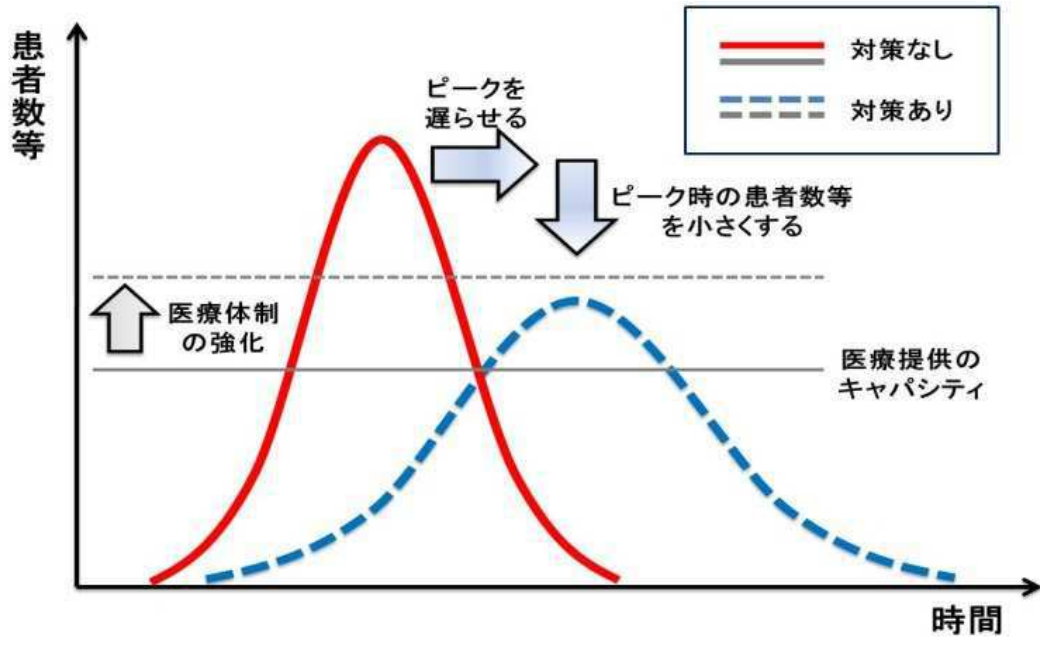
イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### （2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。

イ 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。





## 2 対策の基本的考え方

### (1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、決定する。

### (2) 戦略の柱

市においては、科学的根拠及び各国の対策も視野に入れながら、市の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

#### ア 発生前の準備

予防接種体制の整備、情報収集・提供体制の整備、要援護者への支援体制の整備、地域に対する医療体制の整備への協力、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

#### イ 海外発生段階の対策

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

国のQ&A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置して適切な情報提供を行う。

#### ウ 県内発生当初での感染拡大抑制

県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する等、感染拡大のスピードをできるだけ抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。

## エ 県内感染拡大期

国、県、事業者等と相互に連携し、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

### オ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施する。

常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

事態によっては、地域の実情等に応じて、柔軟な対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫する。

## (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

## (4) 市民一人一人による感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い、SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

#### (1) 国、県等との連携協力

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等に対して対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

#### (2) 基本的人権の尊重

市は、県が行う次の措置の協力を当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興業場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）等に関する県対策本部の要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最低限のものとする（特措法第5条）。

その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

#### (4) 関係機関相互の連絡協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (5) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。（り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター（米国CDC）により示された推計モデルを用いて被害規模が推計されていると考えられる。）

国の被害想定を基に受診者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	国		埼玉県		幸手市	
医療機関を受診する患者数	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人		約 75 万人 ～約 140 万人		約 5,400 人 ～約 10,400 人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 53 万人	約 200 万人	約 3 万人	約 11 万人	約 210 人	約 850 人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 17 万人	約 64 万人	約 9,500 人	約 3 万 6,000 人	約 50 人	約 270 人

- \* 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。
- \* この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。
- \* この推計は、今後も適宜見直すことがある。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ア 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家族での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）における入院患者数や死亡者数は以下のとおりであった。このため、前述の想定をかなり下回る想定についても考慮しておく必要がある。

	全国	埼玉県
医療機関受診患者数	約2,000万人	約108万人
入院患者数	約1.8万人	383人
死亡者数	203人	9人

## 5 役割分担

### (1) 国の役割

地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を準備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。

#### 【新型インフルエンザ等発生前】

・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

- ・政府対策本部の基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき対策を強力に推進
- ・医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施

### (2) 県の役割

特措法および感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。

県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。

新型インフルエンザ等発生時には、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

- ・県対策本部の設置
- ・政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携
- ・市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供
- ・地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進

### (3) 市の役割

市民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や市民の生活を支援する。

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

- ・要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携

#### (4) 医療機関

##### 【新型インフルエンザ等発生前】

- ・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策
- ・ 必要となる医療資器材の確保等を推進
- ・ 新型インフルエンザ等患者の診療体制整備を含めた診療継続計画を作成
- ・ 地域における医療連携体制の整備

##### 【新型インフルエンザ等患者発生時】

- ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関との連携
- ・ 発生状況に応じた医療の提供

#### (5) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関とは、医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は県知事が指定する者のことをいい、特措法に基づき業務計画を作成する。

##### 【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施
- ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施

#### (6) 登録事業者

登録事業者とは、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

##### 【新型インフルエンザ等発生前】

- ・ 職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備

##### 【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施
- ・ 事業活動の継続

#### (7) 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

##### 【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 感染防止の観点から、一部の事業を縮小
- ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止のための措置を徹底

## **(8) 市民の役割**

日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

### **【新型インフルエンザ等発生時】**

- ・ 発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を入手
- ・ 感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施



## 6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して6つの発生段階に分類した。

特措法において、県全体の新型インフルエンザ対策の総合調整を県が行う観点から、県行動計画と整合性を図るため、市もこの段階に基づき、市行動計画で定める対策を実施する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が決定することとされている。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

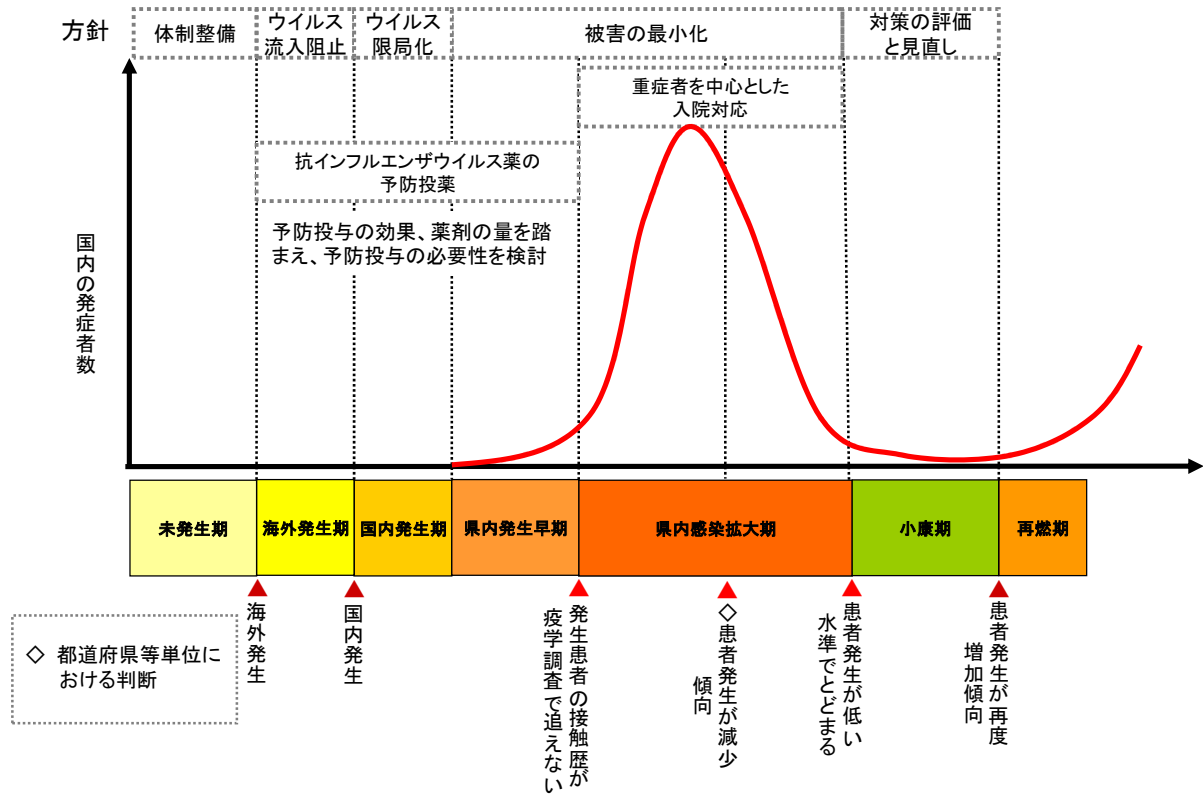
埼玉県の行動計画における設定

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・地域未発生期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

## 発生段階と方針



〈参考〉政府行動計画（平成25年6月策定）における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>

国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

## 7 市行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対応について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

各項目の対策について、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりとなる。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるので、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとされていることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められている。

このため、保健福祉部門と危機管理部門が中心となり、緊密な連携の下、国、県、他の自治体及び関係機関等と一体となり、対策を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等が発生する前において、主要な関係各課長を構成員とする「幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を開催して、必要に応じ市行動計画の改定を行う。さらに、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等の専門家からの意見を聴く。

新型インフルエンザ等が発生したら、策定委員会と構成員を同じくする「幸手市新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「対策推進会議」という。）を開催し、国・県等関係機関と連携を図り、事前準備の進捗を確認し、関係各課における認識の共有を図るとともに各課間の連携を確保しながら、市内一体となった取組を推進する。

なお、特措法に基づく緊急事態宣言が行われた場合は、市は速やかに幸手市危機管理対策本部体制として、幸手市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、本部会議を開催する。併せて、各部から横断的に編成された各活動班を置き、具体的かつ実地的な対策を推進する。また、状況によっては、特措法の規定に関わらず市対策本部を発足させる場合もあることに留意する。

さらに、新型インフルエンザ等の流行時、市職員に感染者が発生することで市業務に影響を及ぼすことが予想される。流行時においても、可能な限り感染拡大による社会・経済的な影響を減じ、職員の健康を確保するため、事前に策定した市業務継続計画（以下「BCP」という。）について、必要に応じて見直しを図るなど、周到な準備を行うとともに、発生時にはBCPに基づいて冷静に行動することが必要である。

ア 新型インフルエンザ等対策の組織体制

(ア) 幸手市新型インフルエンザ等対策推進会議

(幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会)

健康福祉部長を議長として設置し、平常時から新型インフルエンザ等への対策を推進する。発生時においては、市対策本部が設置されるまでの間、発生段階に応じた対策を講じる。

また、市対策本部長から発生状況、予防・まん延防止策等の事項を付議されたときは、対策推進会議を開催し、協議の結果を市対策本部長へ報告する。

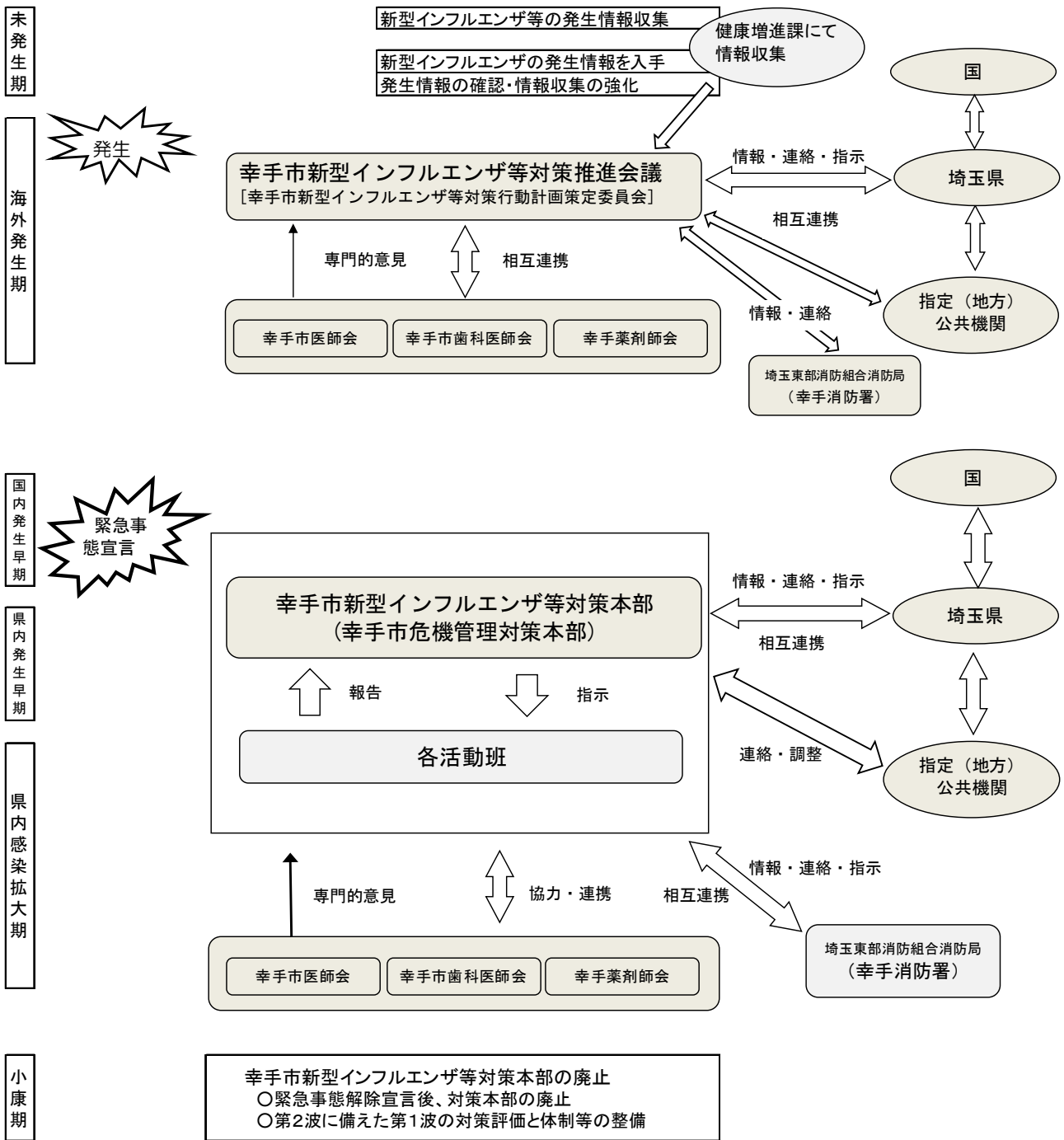
構成	議長	健康福祉部長
	本員	秘書課長、庶務課長、政策課長、市民協働課長、危機管理防災課長、社会福祉課長、都市計画課長、水道管理課長、教育委員会総務課長
	事務局	健康増進課職員
所管事項	(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定に関すること (2) 県内発生に備えた総合的な対策に関すること (3) 情報収集に関すること (4) 関係機関等の連絡調整・情報提供に関すること (5) その他必要とする事項	

(イ) 幸手市新型インフルエンザ等対策本部 (幸手市危機管理対策本部)

新型インフルエンザ等が発生した場合、幸手市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

構成	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部役員	総合政策部長、総務部長、危機管理監（市民生活部長）、健康福祉部長、建設経済部長、水道部長、教育委員会教育部長、議会事務局長、 埼玉東部消防組合消防局幸手消防署長又はその指名する消防吏員
	事務局	危機管理防災課職員
所管事項	(1) 新型インフルエンザ等への総合的な対策に関する事項 (2) 市が実施する事項 ① 市民及び事業者への情報提供 ② 市民に対する予防接種等まん延防止措置 ③ 市民の生活及び市民経済の安定の確保 (3) 新型インフルエンザ等対策を実施する体制に関する事項 (4) 新型インフルエンザ等対策に関し、他の公共団体等との連携に関する事項 (5) その他市内のインフルエンザ対策に関し市長が必要と認める事項	

イ 新型インフルエンザ等対策の体制イメージ



ウ 新型インフルエンザ等対策に係る庁内各部の主な役割

部	班	班長	担当	主な役割
本部事務局 (危機管理監 (市民生活部長))	本部 事務局	危機管理 防災課長	危機管理防災課 健康増進課 (感染症担当)	1. 対策本部運営の総括に関する事 2. 業務継続計画の策定に関する事 3. 庁内各部局との連絡調整に関する事 4. 庁内各部局の情報の集約に関する事 5. 国、県、近隣市町、関係機関との連絡調整に関する事 6. その他本部長の指示に関する事 7. 各部・各活動班の協力に関する事
総合政策部 (総合政策部長)	報道班	秘書課長	秘書課 シティブロモーション課 政策課 財政課	1. 関連情報の発表に関わる総合調整に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 対策関係経費の緊急支出の検討に関する事 4. その他本部長の指示に関する事 5. 各部・各活動班の協力に関する事
福祉部 (健康福祉部長)	健康班	健康増進課長	健康増進課 介護福祉課 (保健師)	1. 市民からの相談体制、相談窓口に関する事 2. 予防接種（特定接種・住民接種）に関する事 3. 感染防護衣・マスク・医薬品・消毒剤等の確保と活用に関する事 4. その他本部長の指示に関する事
	福祉班	社会福祉課長	社会福祉課 こども支援課 介護福祉課	1. 障がい者、高齢者への情報提供に関する事 2. 保育施設、社会福祉施設等への情報提供に関する事 3. 要援護者・高齢者及び在宅療養者等の支援に関する事 4. その他本部長の指示に関する事 5. 各部・各活動班の協力に関する事
	衛生班	環境課長	環境課 人権推進課	1. 遺体安置所の設置、運用に関する事 2. 廃棄物管理、適正処理に関する事 3. その他本部長の指示に関する事 4. 各部・各活動班の協力に関する事

総務部 (総務部長)	総務班	庶務課長	庶務課 契約管財課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の服務、出勤状況の把握に関する事</li> <li>2. 職員の予防接種に関する事</li> <li>3. その他新型インフルエンザ等対策における総合調整に関する事</li> <li>4. その他本部長の指示に関する事</li> <li>5. 各部・各活動班の協力に関する事</li> </ol>
	住民班	市民課長	市民協働課 市民課 保険年金課 税務課 納税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民生活に関する相談受付体制の整備</li> <li>2. 火葬、埋葬の許可、整備に関する事</li> <li>3. 自治会等団体への情報提供及び協力に関する事</li> <li>4. 食料、生活必需品の確保に関する事</li> <li>5. ライフライン（電気、ガス、通信等）の稼働状況の把握等</li> <li>6. 生活関連物資などに関する情報収集、要請に関する事</li> <li>7. その他本部長の指示に関する事</li> <li>8. 各部・各活動班の協力に関する事</li> </ol>
建設経済部 (建設経済部長)	建設 経済班	都市計画課長	都市計画課 建築指導課 農業振興課 商工観光課 道路河川課 まちづくり事業課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所に対する情報提供及び要請、連絡調整等に関する事</li> <li>2. 事業所への感染予防体制の要請</li> <li>3. 物資の輸送に関する事</li> <li>4. その他本部長の指示に関する事</li> <li>5. 各部・各活動班の協力に関する事</li> </ol>
	上下 水道班	水道部長	水道管理課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道水の安定確保</li> <li>2. 下水道の管理</li> <li>3. その他本部長の指示に関する事</li> <li>4. 各部・各活動班の協力に関する事</li> </ol>
議会事務局 (議会事務局長)	議会班	議会事務局次長	議会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議会との連絡調整に関する事</li> <li>2. その他本部長との指示に関する事</li> <li>3. 各部・各活動班の協力に関する事</li> </ol>
教育部 (教育部長)	教育班	総務課長	総務課 指導課 社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼稚園、小中学校等の学校施設における感染予防及び感染状況の把握に関する事</li> <li>2. 幼稚園、小中学校等の臨時休業に関する事</li> <li>3. 児童、生徒及び保護者に対する感染予防啓発に関する事</li> <li>4. その他本部長の指示に関する事</li> <li>5. 各部・各活動班の協力に関する事</li> </ol>



## (2) 情報提供・共有

### ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者等の各々が役割を認識し、適切な行動をとるためには、それぞれの間においてコミュニケーションが必須である。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に、児童生徒等については、学校が集団発生等により地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童生徒等に丁寧に情報提供していく。

### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国・県等と連携して対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

情報提供にあたっては、広報紙、ホームページ、防災行政無線等を活用し、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行う。また、一人暮らし高齢者などメディアによる情報の入手が困難な人のためにチラシ配布や回覧板等による情報提供を行うとともに、自治会等地域組織や民生委員の協力のもと、人を介した情報提供を行う。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。さらに、国、県、関係機関の情報等を市のホームページから閲覧できるようリンクさせ、市民が情報収集を行う際の利便性の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

### オ 相談窓口の設置

市は、新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

### カ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であ

り、情報を集約して一元的に発信できるよう市対策本部が調整する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時に受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。

予防・まん延防止対策は、個人対策や地域対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主な予防・まん延防止

##### (ア) 個人における対策

県では、県内発生早期から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出の自粛要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### (イ) 地域対策・職場対策

県内発生早期から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策を強化して実施する。

県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の利用制限の要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### (ウ) その他

海外発生期には、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

### (4) 予防接種

#### ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による

健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## イ 特定接種

### (ア) 特定接種の概要

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### (イ) 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### (ウ) 接種順位等

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が国において決定される。

### (エ) 接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員は県が実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員は市が実施する。

## ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種があり、市は、住民接種の実施主体として、国、県等の協力を得ながら、原則、集団接種により接種を実施する。

### (ア) 種類

#### (a) 臨時接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、ワクチンを緊急に、

可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

この場合、幸手市新型インフルエンザ等住民接種マニュアルを原則とし、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

#### (b) 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合においても、市民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行われる。この場合においても、全市民が接種することができる体制の構築を図る。

#### (イ) 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定する。

#### 【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (b) 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

#### (ウ) 接種体制

市が実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### エ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、国の決定を受け、実施される。

#### オ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

## (5) 医療

### ア 県の対策への協力

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

### イ 在宅療養患者への支援

市は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時は、市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携し働きかける。

## 〈参考〉

### 【医療に関する県の対策（埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画）】

#### ●医療の目的

健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

#### ●医療体制整備の考え方

新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

- ・指定（地方）公共機関の指定を受ける感染症指定医療機関等
- ・新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）（以下「専用外来」という。）を開設する医療機関
- ・特定接種の登録対象となる医療機関

#### ●発生前における医療体制の整備

県保健所及び保健所設置市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域別対策会議の開催や感染症指定医療機関等の調整等により、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて関係機関と調整・検討等を行う。

また、未発生期から専用外来を設置する医療機関のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

#### ●発生時における医療体制の維持・確保

##### (ア) 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等）、外来・入院医療体制の確保（受入れ可能患者数等の把握、感染症指定医療機関等との調整等）に努める。必要な場合には、専門家会議、地域別対策会議を適宜開催する。また、県保健所および保健所設置市は、流行状況や地域

の実情に応じた医療体制の確保について協議・検討を行う。

(イ) 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られている。そのため、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

a 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内感染拡大期に移行するまでは県内に専用外来を確保して診療を行う。ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

b 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターを設置する。

帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、専用外来へと受診調整する。新型インフルエンザ等にり患している危険性が高い者を専用外来に集約することでまん延をできる限り防止する。

帰国者・接触者相談センターは、次に掲げる事項について、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、地域住民へ広く周知する。

- (a) 全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではないこと
- (b) 発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること
- (c) (a)、(b)に該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問合せること等

(ウ) まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状

を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県内の医療機関の空床把握やその情報提供について、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制として、新型インフルエンザ等の重症患者に係る診療に従事していない医師等が積極的に関与できる等の体制整備をしておく。

(エ) 医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市町村を通じた連携だけではなく、県医師会・学会等の関係機関のネットワークを活用する。

●医療関係者に対する要請・指示、補償

(ア) 要請・指示

新型インフルエンザ等が発生した場合、県の行動計画に定めるところにより、医療の提供が行われることとなる。しかし、病原性が非常に高い場合など、「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」に要請を検討する。なお、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することを検討する。

「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」とは、以下の場合等が想定される。

- a 県内発生早期に、専用外来において外来診療を行う際や、感染症指定医療機関等において入院診療等を行う際に、そのための医療関係者を確保できない場合等
- b 臨時の医療施設等において診療を行う際や、地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する場合等

(イ) 実費弁償及び損害補償

特措法第62条第2項の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

特措法第63条の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

● 抗インフルエンザウイルス薬等

(ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

新型インフルエンザに感染し、発症した場合、症状が出てから 48 時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を投与することで、症状を軽減し、健康被害を減らすことができる可能性がある。

このため、県は新型インフルエンザの流行に備え、発生前から、国が示す抗インフルエンザウイルス薬の目標量を計画的かつ安定的に備蓄しておき、必要量を供給することが可能な体制を確保しておくことが重要である。

※県の備蓄状況（平成 25 年 12 月末現在）タミフル 1340 千人、リレンザ 63.9 千人

(イ) 全段階を通じた対応

- a 県は、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の保管場所を非公開とし、十分な警備体制の下で厳重に管理する。
- b 県は、県警察による医療機関等での警戒活動の実施に備え、必要に応じて連携を確認、強化する。
- c 県は、住民に対して、パンデミック発生を想定した十分な量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄していることから、パニックを起こさず冷静に対応するよう周知徹底する。
- d 県は、医療機関等に対して、市場における流通量の不足を生じさせる可能性が高いことから、次に掲げる事項について、周知徹底する。
  - (a) 必要量以上の抗インフルエンザウイルス薬を購入しないこと
  - (b) 流行終息後に大量の在庫を抱えても、返品が認められないこと
- e さらに、悪質な買占め等と認められる場合には、買占め等を行った機関名を公表する。

(ウ) 予防投与

- a 海外発生期から県内発生早期までに、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送事業者等に対し抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、県の備蓄薬を使用できる。
- b 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策に用いる抗インフルエンザウイルス薬は、国の備蓄薬を原則とするが、緊急を要する場合には、県の備蓄薬を先に使用し、後で国の備蓄薬を県に補充する。

● 患者の移送

(ア) 新型インフルエンザ等の患者

感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、県及び保健所設置市が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として県及び保健所設置市が移送を行う。

(イ) 新感染症の患者

感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、県及び保健所設置市が移送を行う。

(ウ) 消防機関等の移送

上記(ア)又は(イ)の患者が増加し、県及び保健所設置市による移送では対応しきれない場合は、事前に消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。



## 8. 緊急事態宣言時の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

市は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。ただし、（１）－１市の体制及び（４）－３予防接種に係る措置は、市を含む区域に緊急事態宣言がされているか否かにかかわらず、政府対策本部が緊急事態宣言をしたときは必要に応じて行う。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

### （１）実施体制

#### （１）－１ 市の体制

市は、政府対策本部が緊急事態宣言をしたときは、特措法第３４条に基づき、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への市の対処方針、対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合において、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を行う。

#### （１）－２ 地域別対策会議への参加

幸手保健所が開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の関係者と密接な連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。

#### （１）－３ 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

### （２）情報収集・情報提供・共有

#### （２）－１ 情報収集

緊急事態宣言時において行う特別な措置はない。

## (2) - 2 情報提供・共有

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。

市は、国、県から発信される情報を収集し、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、緊急事態宣言に伴う具体的な対策等を詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。

特に、緊急事態宣言に伴って市民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

## (3) 予防・まん延防止

県は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、不要不急の外出の自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請などの措置を講じる。

その期間及び区域は、基本的対処方針と同様の考え方で一体的に運用する。例えば、期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、新型インフルエンザについては、1～2週間程度となることが想定される。

また、区域は、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

### (3) - 1 外出自粛等の要請

市は、県が特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて行う生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請に協力する。

### (3) - 2 施設の使用制限等の要請

市は、県が特措法第45条第2項に基づき、学校や保育所等に対し、期間を定めて行う施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請に協力する。

## (4) 予防接種

市は、緊急事態宣言がなされ、国が基本的対処方針を変更した場合、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

なお、小康期においても、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、前記の臨時の予防接種を進める。

## (5) 医療

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度である

が在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6) - 1 水の安定供給

市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (6) - 2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

県が、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけた場合には、市も県からの情報を収集し、必要に応じて、同様の呼びかけを行う。

### (6) - 3 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に協力する。

② 市は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### (6) - 4 要援護者への生活支援（県内発生早期・県内感染拡大期）

市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### (6) - 5 埋葬・火葬の特例等（県内感染拡大期）

① 市は、県の要請に応じて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

② 市は、県の要請に応じて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

### (6) - 6 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止（小康期）

市は、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

### 第3章 発生段階別の対応

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保）の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、市計画実施手順等に定めることとする。

# 1 未発生期（国内・海外未発生）

<b>状態：</b>
<p>新型インフルエンザ等が発生していない状態。 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</p>
<b>目的：</b>
<p>発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<b>対策の考え方：</b>
<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

(1) 実施体制	<p>(1) - 1 行動計画等の作成 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> <p>(1) - 2 体制の整備及び県との連携強化</p> <p>① 庁内の取組体制を整備・強化するため、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画を作成する。</p> <p>② 新型インフルエンザ等の発生に備えるため、対策推進会議を開催し、県や近隣市町等と相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認を行う。訓練についても実施するよう努める。</p> <p>③ 必要に応じて、警察、消防機関（埼玉東部消防組合消防局幸手消防署）等との連携を進める。</p>
(2) 情報収集・情報提供・共有	<p>(2) - 1 継続的な情報提供</p> <p>① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、インターネット等の各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>② マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p> <p>(2) - 2 体制整備等 ※情報提供の体制整備等の事前の準備として以下を行う。</p>

<p>(2) 情報収集・情報提供・共有(続き)</p>	<p>① 一元的に市民へ情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供ができるよう、情報共有責任者を明確にする等の体制を構築する。</p> <p>② 防災行政無線放送や防災メール、インターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</p> <p>③ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県と連携しながら電話相談窓口等を設置する準備を進める。</p> <p>④ 発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。</p>
<p>(3) 予防・まん延防止</p>	<p>(3) - 1 個人における対策の普及</p> <p>① 感染予防のため、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。</p> <p>② 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。</p> <p>(3) - 2 地域対策・職場対策の周知</p> <p>① 職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。</p>
<p>(4) 予防接種</p>	<p>(4) - 1 登録事業者の登録</p> <p>① 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。</p> <p>② 特定接種の対象となる市職員等を把握する。</p> <p>(4) - 2 接種体制の構築</p> <p>(4) - 2 - 1 特定接種</p> <p>市職員等について、特定接種が実施できるように接種体制を構築する。</p> <p>(4) - 2 - 2 住民接種</p> <p>① 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種(臨時接種又は新臨時接種)することができるための体制の構築を図る。</p>

(4) 予防接種(続き)	<p>② 国の示す接種体制の具体的なモデルを参考に、市の実情に応じて作成した住民接種マニュアルをもとに、あらかじめ、接種の開始日、接種会場等を通知する方法、市民からの予約を受け付ける方法等について準備を進めるよう努める。</p> <p>③ 円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。</p> <p>④ 未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等に留意し、国及び県、幸手市医師会等と連携の上、接種体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、看護師等の医療従事者等の確保</li> <li>・ 接種場所の確保（医療機関、保健福祉総合センター、学校等）</li> <li>・ 接種に要する器具等の確保</li> <li>・ 接種に関する市民への周知方法（予約方法等）</li> </ul>
(5) 医療	<p>(5) - 1 地域医療体制の整備        県等からの要請に応じ、埼玉東部消防組合消防局幸手消防署、幸手市医師会、その他関係機関等と連携し、その対策等に適宜、協力する。</p> <p>(5) - 2 研修等        県、幸手保健所、埼玉東部消防局幸手消防署と連携し、県が実施する県発生を想定した研修や訓練に参加・協力する。</p>
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	<p>(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <p>① 県と連携し、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等事前の準備を呼びかける。</p> <p>② 幸手市社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、その他関係機関等と連携し、高齢者、障がい者等の要援護者の状況把握に努める。</p> <p>③ 県と連携し、感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への見守り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的支援体制の整備を進める。</p> <p>(6) - 2 火葬能力等の把握        県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p> <p>(6) - 3 物資及び資材の備蓄等        新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、個人防護具、その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等を行う。</p>

この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

---



## 2 海外発生期

<b>状態：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
<b>目的：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内（県内・市内）発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>対策の考え方：</b>
<p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、県等を通じて、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p>

(1) 実施体制	<p>(1) - 1 市の体制の強化等</p> <p>① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、埼玉県新型インフルエンザ等対策推進会議が開催され、今後の県の対策方針等について協議・決定がなされた場合には、必要に応じて、幸手市新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、情報集約、共有、分析を行い、対策本部設置に向けた準備等を進める。</p> <p>② 海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置(任意設置)し、国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を確認し、行動計画に基づく対策を行う。</p> <p>③ 市は、幸手保健所が必要に応じ開催する地域別対策会議に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。また、幸手市医師会、関係機関等と情報共有、連携強化を図る。</p> <p>④ 海外において、り患した場合の状況が、季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された場合は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。</p> <p>(1) - 2 職員の配備体制</p> <p>市の職員の体制は、情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備し、県内発生や緊急事態措置に備える。</p>
----------	--

<p>(2) 情報収集・情報提供・共有</p>	<p>(2) - 1 情報収集・情報提供</p> <p>① 新型インフルエンザ等(疑い例も含む)の国内外での発生等の情報を収集し、各課へ情報提供を行う。</p> <p>② 県が感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化することについて、要請に応じ、適宜協力する。</p> <p>③ 新型インフルエンザ等に関する最新情報や市の対策、感染予防策をホームページ、広報紙等を用いて市民に周知する。なお、周知にあたっては、外国人、視覚・聴覚障がい者に配慮したものとする。</p> <p>④ 対策本部における広報担当を中心として、情報の集約・整理・一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。</p> <p>(2) - 2 情報共有</p> <p>国が設置する問い合わせ窓口や、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。</p> <p>(2) - 3 相談窓口の設置</p> <p>① 国が作成したQ&amp;A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健福祉総合センター内に設置し、適切な情報提供を行う。</p> <p>② 市は、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。</p> <p>③ 市は、相談窓口等に寄せられる問合せ及び関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させる。</p>
<p>(3) 予防・まん延防止</p>	<p>(3) - 1 感染対策の実施</p> <p>① 国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等患者の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、県等と連携して、市民に広く周知する。</p> <p>② 市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知する。</p>
<p>(4) 予防接種</p>	<p>(4) - 1 接種体制</p> <p>(4) - 1 - 1 特定接種</p> <p>国の基本的対処方針を踏まえ、国及び県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p>

<p>(4) 予防接種(続き)</p>	<p>(4) - 1 - 2 住民接種</p> <p>① 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。</p> <p>② 市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</p> <p>(4) - 2 情報提供</p> <p>ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 医療体制の整備</p> <p>新型インフルエンザ等患者の発生に備え、関係機関とともに県と協力して、市内の医療体制の整備を図る。また、必要時には医療機関等へ情報提供を行う。</p>
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 事業者の対応</p> <p>① 県からの要請に応じ、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。</p> <p>② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。</p> <p>③ 県等と連携し、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。</p> <p>(6) - 2 遺体の火葬・安置</p> <p>県と連携し、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。</p>

### 3 国内発生早期（県内未発生期）

<b>状態：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・ 国内では都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<b>目的：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>対策の考え方：</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた際には、積極的な感染対策等を行う。</li> <li>2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

(1) 実施体制	<p>(1) - 1 実施体制の強化等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策推進会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。</li> <li>② 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて、市対策本部会議又は対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。</li> <li>③ 県等と連携し、国が決定した基本的対処方針を医療機関、市民等に広く周知する。</li> </ol> <p>(1) - 2 職員の配備体制</p> <p>市の職員の配備体制は、情報収集等必要な業務を行うため人員を配備し、県内発生や緊急事態宣言に備える。</p> <p>(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(1) - 3 - 1 市対策本部の設置</p> <p>市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。</p>
----------	---

<p>(1) 実施体制 (続き)</p>	<p>(1) - 3 - 2 職員の配備体制</p> <p>市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態宣言を実施する。</p>
<p>(2) 情報収集・情報提供・共有</p>	<p>(2) - 1 情報提供</p> <p>① 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。</p> <p>② 市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等を、詳細にわかりやすく、できる限り迅速に情報提供する。</p> <p>③ 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や事業所での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。</p> <p>④ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p> <p>(2) - 2 情報共有</p> <p>国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>(2) - 3 相談窓口体制の充実・強化</p> <p>① 県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、保健福祉総合センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。</p> <p>② 国からのQ&amp;Aの改定版が発出された場合は、速やかに活用する。</p>
<p>(3) 予防・まん延防止</p>	<p>(3) - 1 感染対策の実施</p> <p>マスク等の感染予防品や非常食の備蓄、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</p>

#### (4) 予防接種

##### (4) - 1 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、国及び県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4) - 2 住民接種

- ① 市民に対して、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報、予防接種の具体的スケジュールや接種場所、方法について周知する。
- ② ワクチンの供給が可能になり次第、幸手市医師会や関係機関等の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づき接種(新臨時接種)を開始する。
- ③ 接種の実施にあたり、県と連携して、学校、保健福祉総合センターなど公的施設を利用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。
- ④ 予防接種に対しての市民からの相談を受ける。
- ⑤ 国からの緊急事態宣言がされている場合には、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定された臨時の予防接種を実施する。

##### (4) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市を区域として緊急事態宣言がされたときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ただし、住民接種については、市を含む区域に緊急事態宣言がされているか否かにかかわらず必要に応じて行う。

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置について協力する。

・特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態(鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等)等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

(4) 予防接種  
(続き)

・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定め施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 市は、県が行う公共交通機関について、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼びかけに協力する。

③ 市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5) - 1 医療機関等への情報提供

国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関及び医療従事者に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(6) 市民生活  
及び市民経済  
の安定の確保

(6) - 1 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 国及び県からの要請があった場合、市内事業者に対して、従業員の健康管理及び職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- ③ 事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6) - 2 - 1 水の安定供給

市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) - 2 - 2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県と国が連携して行う、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握や、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことの呼びかけに協力する。

(6) - 2 - 3 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。



## 4 県内発生早期

<b>状態：</b>
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
<b>目的：</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備え、体制を整備する。</li> </ol>
<b>対策の考え方：</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等を行う。</li> <li>2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 県内発生早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備え、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 基本的方針の確認

国内感染期に入ったことにより国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。

#### (1) - 2 実施体制

県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、必要な対策・措置や具体的な取組を準備・実施する。

#### (1) - 3 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている人員を配備する体制とし、必要な県内発生早期の対策を実施する。

<p>(1) 実施体制 (続き)</p>	<p>(1) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>(1) - 4 - 1 市対策本部の設置</p> <p>① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。</p> <p>② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を求める。</p> <p>③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(1) - 4 - 2 職員の配備体制 市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。</p>
<p>(2) 情報収集・情報提供・共有</p>	<p>(2) - 1 情報提供 ※国内発生早期を継続する。</p> <p>(2) - 2 情報共有 ※国内発生早期を継続する。</p> <p>(2) - 3 相談窓口の継続 国から配布される、状況の変化に応じたQ&amp;Aの改定版を活用し、相談窓口体制を継続する。</p>
<p>(3) 予防・まん延防止</p>	<p>(3) - 1 県内での感染拡大防止策 市は、県等からの要請に応じ、患者や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）について、適宜、協力する。</p> <p>(3) - 2 県等との連携による市民・事業所等への要請</p> <p>① 県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</p> <p>② 県と連携し、事業所に対し、職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p>

<p>(3) 予防・まん延防止(続き)</p>	<p>③ 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法等に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。</p> <p>④ 県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</p> <p>⑤ 県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</p>
<p>(4) 予防接種</p>	<p>(4) - 1 ワクチンの供給 県等と連携して、ワクチンの供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。</p> <p>(4) - 2 特定接種 県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>(4) - 3 住民接種</p> <p>① 県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。</p> <p>② 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>③ 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。</p> <p>④ 接種の実施に当たり、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。</p> <p>(4) - 4 モニタリング ワクチン接種が終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(4) - 5 緊急事態宣言がされている場合の措置 市民に対する予防接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> </div>

<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 患者への対応等        県や幸手市医師会等と連携し、新型インフルエンザ等患者が適切な医療を受けられるよう支援する。また、患者の家族に対する支援を行う。</p> <p>(5) - 2 在宅で療養する患者への支援        国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。</p>
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け        ※国内発生早期を継続</p> <p>(6) - 2 要援護者対策</p> <p>① 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合には支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援・見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。</p> <p>② 要援護者に対する対策として、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、それらの確保、配分・配布等を行う。</p> <p>(6) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置        市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>(6) - 3 - 1 水の安定供給        市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) - 3 - 2 サービス水準に係る市民への呼びかけ        市は、県と国が連携して行う、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。</p>

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保(続き)

(6) - 3 - 3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 国や県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 5 県内感染拡大期

<b>状態：</b>
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
<b>目的：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
<b>対策の考え方：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 県は、県内において実施すべき対策の判断を行い、市はそれに対して協力する。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>5) 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) - 1 対策等の変更 国および県の対処方針の変更に応じて、市の対応策の変更を行い、市民に周知する。</li> <li>(2) - 2 職員の配備体制 市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとして いる人員を配備し、県内発生や緊急事態措置に備える。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置</li> <li>(1) - 3 - 1 市対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。</li> </ul> </li> </ul> </div>
----------	---

(1) 実施体制(続き)

- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による、応援等の措置の活用を求める。
- ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(1) - 3 - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

(2) 情報提供・共有

(2) - 1 情報提供

- ① 国及び県と連携し、引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- ② 引き続き、感染予防には、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、咳エチケットなどの市民一人一人が行う個人防護が重要であることを周知する。
- ③ 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ④ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2) - 2 情報共有

- ① 県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、県の対策の方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供を行う。
- ② 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。

(2) - 3 相談窓口の充実・強化

新型インフルエンザ等電話相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

<p>(3) 予防・まん延防止</p>	<p>(3) - 1 市内でのまん延防止対策</p> <p>① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク等の感染防止物品や非常食の備蓄、手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染防止策の取り組みについて徹底するよう更なる周知、啓発を行う。</p> <p>② 事業者に対し、職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理や受診の勧奨を要請する。</p> <p>③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。</p> <p>④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。</p> <p>⑤ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう引き続き要請する。</p> <hr/> <p>(3) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(3) - 2 - 1 外出自粛の要請に係る周知</p> <p>特措法第45条第1項に基づき、県が、本市の区域を対象とした市民に対する外出自粛を要請した場合、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。</p> <p>(3) - 2 - 2 施設の使用制限の要請に係る周知</p> <p>県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等に対する使用制限の要請を行う場合、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。</p> <p>(3) - 2 - 3 職場における感染対策の周知の要請に係る周知</p> <p>県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育施設等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。</p>
<p>(4) 予防接種</p>	<p>(4) - 1 緊急事態宣言がされていない場合</p> <p>予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p>



<p>(4) 予防接種(続き)</p>	<p>(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市は、基本的対処方針を踏まえ、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 在宅で療養する患者への支援</p> <p>国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p>
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 事業者の対応</p> <p>国及び県からの要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。</p> <p>(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ</p> <p>① 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。</p> <p>② 事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>(6) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市は、本市を含む区域に緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>(6) - 3 - 1 水の安定供給</p> <p>市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) - 3 - 2 サービス水準にかかる市民への呼びかけ</p> <p>市は、県と国が連携して行う、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握や、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼びかけに協力する。</p> <p>(6) - 3 - 3 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p>

② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、物価関連法令の規定に基づき適切な措置を講ずる。

#### (6) - 3 - 4 要援護者対策

① 新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合には、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

② 要援護者に対する対策として、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、それらの確保、配分・配布等を行う。

#### (6) - 3 - 5 埋葬・火葬の特例等

① 県からの要請に応じ、県、国と連携し、指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

② 県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する臨時遺体安置所等を直ちに確保する。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合にはそれに基づいて対応する。

## 6 小康期

<b>状態：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
<b>目的：</b>
市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方：</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ol>

(1) 実施体制	<p>(1) - 1 実施体制の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置を確認する。</li> <li>② 市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。</li> </ol> <p>(1) - 2 対策の評価・見直し</p> <p>これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて本市行動計画、マニュアル等の見直しを行う。</p> <p>(1) - 3 市対策本部の廃止</p> <p>緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下のとおりであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。</li> </ul>
----------	---

<p>(1) 実施体制 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。</li> <li>・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界に抑えられる見込みがたった場合。</li> </ul>
<p>(2) 情報提供・共有</p>	<p>(2) - 1 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</li> <li>② 市民から相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、県に報告し、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。</li> </ul> <p>(2) - 2 情報共有</p> <p>県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、県からの第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受け流行や対策の状況を的確に把握する。</p> <p>(2) - 3 相談窓口等の体制の縮小</p> <p>県からの要請を受け、相談窓口等の体制を縮小する。</p>
<p>(3) 予防・まん延防止</p>	<p>(3) - 1 まん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民に対し、マスク等の感染予防物品や非常食の備蓄、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等基本的な感染防止策の取り組みについて徹底するよう更なる周知、啓発を行う。</li> <li>② 市民、事業所、社会福祉施設等にも、感染予防の注意喚起をする。</li> </ul>
<p>(4) 予防接種</p>	<p>(4) - 1 緊急事態宣言がされていない場合</p> <p>流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合</p> <p>流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p> </div>
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 医療機関等との連携・協力</p> <p>流行の第二波に備え、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。</p>

<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け  必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。</p> <p>(6) - 2 要援護者対策  新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合には、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）等を行う。</p> <p>(6) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>(6) - 3 - 1 業務の再開  国、県の要請に応じ、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨の周知へ協力する。</p> <p>(6) - 3 - 2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止  県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>
-----------------------------	---

## 用語解説

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ 個人防護具(Personal Protective Equipment：PPE)

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

### ○ 死亡率(Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。本計画においては、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### ○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、埼玉県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○ 相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。





## 幸手市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月

(平成30年5月一部修正)

発行 幸手市

編集 幸手市健康福祉部健康増進課

住所 〒340-0152 埼玉県幸手市大字天神島1030-1

TEL 0480(42)8421